

# 令和8年度予算編成過程で 検討する主な事項について

令和7年12月23日  
成育局保育政策課

# 1. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）

# 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） 全体像

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「**保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～**」（令和6年12月こども家庭庁）に基づき、**必要な見直しを推進**

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化（人口減少対応） ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し（激変緩和措置の設定）  
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加（災害対応の強化）

### <令和8年度の見直し（案）>

- (1) 満3歳児以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設【保育所・認定こども園】
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで）
- (5) 学級編成調整加配の見直し【幼稚園・認定こども園】
- (6) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (7) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

### <令和8年度の見直し（案）>

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和6年人事院勧告+10.7%） ○処遇改善等加算の一本化

### <令和8年度の見直し（案）>

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%）
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し【幼稚園・認定こども園】
- (4) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】
- (5) 保育ICT推進加算（仮称）の創設

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

### (1) 満3歳児以上限定小規模保育事業の創設

- ・ 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業（満3歳児以上限定小規模保育事業）の創設に伴い、公定価格において当該事業に対応する単価を設定する。
- ・ 満3歳児以上限定小規模保育事業の運営基準は、小規模保育事業において特例的に3～5歳児を受け入れる際の運営基準と同様とすること等を踏まえ、これまでの同事業の単価（特例地域型保育給付費としての単価）と同様とする方向で検討する。

### (2) 特別地域保育体制確保対応加算（仮称）の創設 【保育所、認定こども園】

- ・ 人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体において、小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」（仮称）を創設する。

### (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続

- ・ 令和6年人事院勧告における寒冷地手当の見直しに伴う「冷暖房費加算」の激変緩和措置について、令和8年度は現行の水準を継続する方向で検討する。

### (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

- ・ 3歳児に係る年齢別配置基準（令和6年度に20：1から15：1に改正）について、改正前の20：1の配置も認める経過措置期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

### (5) 学級編制調整加配の見直し 【幼稚園、認定こども園】

- ・ 幼稚園設置基準等の改正により、令和8年4月1日から学級の幼児数が35人以下から30人以下になることに伴い、公定価格における学級編制調整加配の対象について、現行の「36人以上」の下限を「31人以上」とする。

### (6) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設 【全施設・事業所】

- ・ 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定等が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、安全計画を策定していない場合や、研修・訓練の定期的な実施、定期的な計画の見直しの検討を行っていない場合に、基本分単価から減算を行う。【令和8年7月から適用】

### (7) 施設機能強化推進費加算の充実 【全施設・事業所】

- ・ 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について、事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、居宅訪問型保育事業を対象に追加するとともに、単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分し単価の調整を行う。

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

### (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し 【幼稚園、保育所、認定こども園】

- ・ 主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算及び主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算の、複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施を選択肢の一つに追加する。

### (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の見直し）

【幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所】

- ・ 「療育支援加算」を見直し、現在の主任保育士等の代替職員を配置する費用とは別の区分として、新たに専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を求める）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける（看護師、准看護師は医療的ケア児を受け入れる場合に限り）。
  - ・ 取組内容として、
    - ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
    - ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
    - ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
    - ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（取組の必須化）。
  - ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設する。
- ※ 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。
- ※ 医療的ケア児については、令和9年度に向けて、医療的ケア児保育支援事業（予算事業）の見直しとあわせて公定価格における更なる対応を検討。

### (3) 障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

【保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所】

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師、看護師、准看護師（※）又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を求める。）を、1人に限り、保育士としてみなして配置できるようにする。  
（※）保育所等では、保健師、看護師及び准看護師は既にみなし特例の対象のため、これらの職種以外を新たに別のみなし特例として規定する。

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

### (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善 【全施設・事業所】

- ・ 保育士・幼稚園教諭等の公定価格上の人件費について、令和7年人事院勧告を踏まえた改善を引き続き確保する方向で検討する。

### (2) 「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設 【全施設・事業所】

- ・ 子ども・子育て支援法第58条第2項に基づき、施設・事業所は、毎事業年度終了後5か月以内に経営情報等を都道府県に報告（ここdeサーチにおいて公表）する必要があるところ、同項に基づく「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算を創設し、報告を行っていない場合や、報告内容の修正の指摘に対して概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合に、基本分単価から減算を行う【令和8年7月から適用（令和7年度の報告がされていない場合も適用）】。

### (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の取扱いの見直し 【幼稚園、認定こども園】

- ・ 年齢別配置基準を下回る場合の減算については、月初の利用児童数と職員の配置状況に応じて該当する・しないを判断することとなるため、月末に急な退職等が生じた場合、新たに職員を配置する間もなく減算が生じることとなる。
- ・ 人材確保に一定の猶予を設ける観点から、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算が生じることとする。

### (4) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実 【保育所・認定こども園】

- ・ 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を積算する方向で検討する。

### (5) 保育ICT推進加算（仮称）の創設 【全施設・事業所】

- ・ 保育現場における保育ICTの活用を推進するため、施設・事業所内にICT活用を推進する責任者の配置等をした上で、業務全般においてICTを活用している施設を対象とした「保育ICT推進加算」（仮称）を創設する。
- ・ 具体的には、教育・保育に係る業務において、4つの機能（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）を有するシステム、保育施設業務管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤を活用していることを要件とする。
- ・ なお、ここdeサーチの基礎情報の最新化が行われていない場合は、本加算の対象外とする。

## 2. 地域区分について

# 公定価格における地域区分に関する対応

## 人事院勧告による見直し内容

- 令和6年8月8日に令和6年人事院勧告において、以下の内容が示された。
  - ・ **地域手当の級地区分の設定**について、現在市町村ごととしているものを都道府県を基本とするよう見直すとともに、1級地20%～7級地3%の7区分であったものを**1級地20%～5級地4%の5区分に見直す**。

## 検討に当たっての留意点

- 国として統一かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）
- 県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応
  - ※ 都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる。
- 介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い

## 今後の対応予定

- **令和8年4月からの見直しは実施せず、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえつつ、自治体をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、引き続き、見直し方法について丁寧に検討を進めていく。**

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

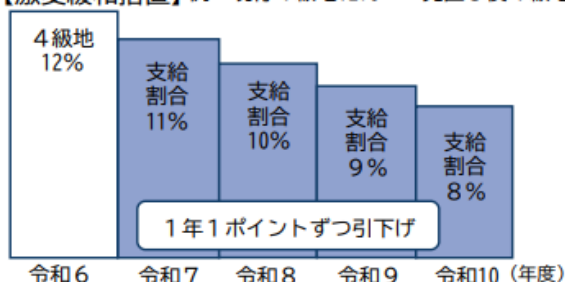
介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

## 給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

### 地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市（都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市）については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施（1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施）

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】

16都府県  
+79市

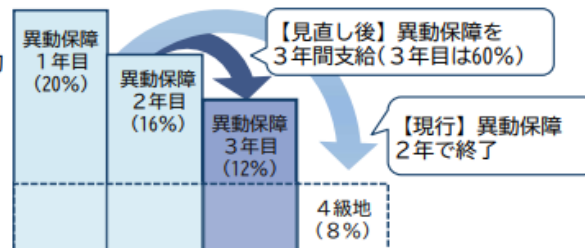
級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

### 異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
  - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%  
→ 4級地8%に異動



# 令和6年人事院勧告の内容（地域手当部分抜粋）

## 見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地（20%）		東京都：特別区
2級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地（8%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地（4%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

# 子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分について

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の「地域区分」については、

① 国として統一かつ客観的なルールの必要性

② 他の社会保障分野の制度との整合性

などを踏まえ、地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員・地方公務員の地域手当の支給割合の地域区分（平成27年度施行）に準拠し、20%～0%の間で8区分に設定している。

（参考）公務員の地域手当の区分の設定基準

・ 国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準（賃金構造基本統計調査による10か年の平均賃金指数）を用いて支給地域を決定（1～7級地）※

※国家公務員の地域手当の支給地域は、人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている（次回見直しは令和7年度を予定）。

・ 国の官署がない地域には、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定

<地域手当の支給基準>

賃金指数93.0（10か年平均）以上の地域（人口5万人以上の市）を指定。  
賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地（20%）とする。

<子ども・子育て支援新制度の地域区分>

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

地域区分
20/100地域（1級地に対応）
16/100地域（2級地に対応）
15/100地域（3級地に対応）
12/100地域（4級地に対応）
10/100地域（5級地に対応）
6/100地域（6級地に対応）
3/100地域（7級地に対応）
その他地域（無支給の地域に対応）

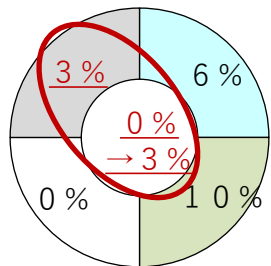
（注）10か年平均賃金指数は、平成15年～平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数（全国平均＝100）により算出

# 公定価格における補正ルール

○ 令和3年度介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえ、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを新たに追加する。

## 現在の公定価格における補正ルール（公務員の地域手当の地域区分をベースに補正）

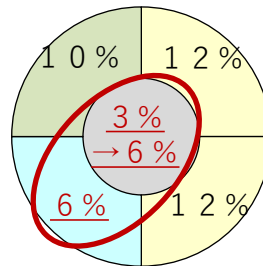
### 【補正ルール①（平成27年度～）】



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
- ・地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合

→地域手当の設定がある地域のうち最も近い区分まで引き上げ

### 【補正ルール②（令和2年度～）】



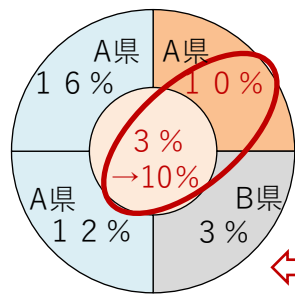
- ・公務員の地域手当の設定が**ある**地域
- ・当該地域の地域区分よりも地域手当の支給割合の高い地域に囲まれている場合

→囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

## ＋ 新しい補正ルールの追加

## 令和6年度からの新たな補正ルール（補正ルール①②を反映後の地域区分をベースに補正）

### 【新たな補正ルール③】（対象市町村：24市町村）

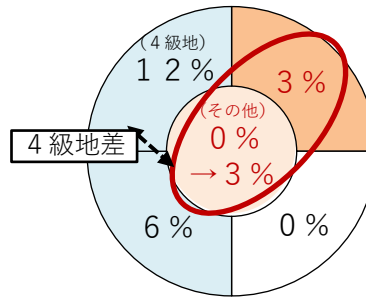


- ・公務員の地域手当の設定の有無にかかわらず
- ・同一都道府県内で高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

→同一都道府県内の囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

※左の事例では、B県の地域を除いて、高い地域に囲まれているかを判断

### 【新たな補正ルール④】（対象市町村：5市町）



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
- ・現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

→当該地域よりも高い隣接地域のうち、最も近い区分まで引き上げ

### 対象市町村一覧

#### 【新たな補正ルール③】

- ・栃木県足利市：0%→3%
- ・群馬県昭和村：0%→3%
- ・千葉県栄町：6%→15%
- ・千葉県神崎町：0%→6%
- ・東京都東久留米市：12%→15%
- ・東京都奥多摩町：6%→10%
- ・山梨県韮崎市：0%→3%
- ・山梨県富士川町：0%→3%
- ・長野県青木村：0%→3%
- ・長野県山形村：0%→3%
- ・岐阜県山県市：0%→3%
- ・岐阜県富加町：0%→3%

- ・愛知県一宮市：3%→6%
- ・滋賀県近江八幡市：0%→3%
- ・京都府井出町：3%→6%
- ・京都府南山城村：3%→6%
- ・大阪府四條畷市：6%→10%
- ・岡山県瀬戸内市：0%→3%

- ・広島県大竹市：0%→3%
- ・広島県北広島町：0%→3%
- ・山口県和木町：0%→3%
- ・香川県東かがわ市：0%→3%
- ・福岡県糸島市：6%→10%
- ・佐賀県基山町：0%→3%

#### 【新たな補正ルール④】

- ・千葉県神崎町：0%→6%
- ・千葉県多古町：0%→3%
- ・岐阜県瑞浪市：0%→3%
- ・岐阜県恵那市：0%→3%
- ・愛知県設楽町：0%→3%

(参考)

特定教育・保育施設における職員の  
配置改善実態調査の結果について(概要)

- 3歳児の職員配置については、平成27年度より15:1による配置を行った場合に加算措置を講じ、令和6年度より経過措置を設けた上で最低基準を改正した。  
4・5歳児の職員配置については、令和6年度より25:1による配置を行った場合の加算を創設し、経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
- 調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。  
配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万5千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。
- 令和7年7月1日時点の配置改善の実施状況は、3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率。
- 令和6年7月1日と比較すると、3歳児は1ポイント上昇（96.2%→97.2%）。4・5歳児は0.5ポイント下降（94.4%→93.9%）。
- 施設種別では3歳児は認定こども園、4・5歳児は保育所が最も高く、公私別では3歳児は私立施設、4・5歳児は公立施設の方が高かった。
- 未実施施設の今後の改善見込みについては、約6～7割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

3歳児15：1を満たしている施設の割合

【令和7年7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	94.3%	94.2%	95.0%	94.3%
私立	98.7%	98.3%	97.7%	98.1%
全体	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

【参考：令和6年7月1日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】 (N=983)

	今年度内	8年度以降	未定
公立	0 (0.0%)	229 (46.7%)	261 (53.3%)
私立	40 (8.1%)	110 (22.3%)	343 (69.6%)
全体	40 (4.1%)	339 (34.5%)	604 (61.4%)

4・5歳児25：1を満たしている施設の割合

【令和7年7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	97.6%	95.1%	97.3%	95.9%
私立	92.4%	94.8%	90.9%	93.2%
全体	94.8%	94.9%	91.8%	93.9%

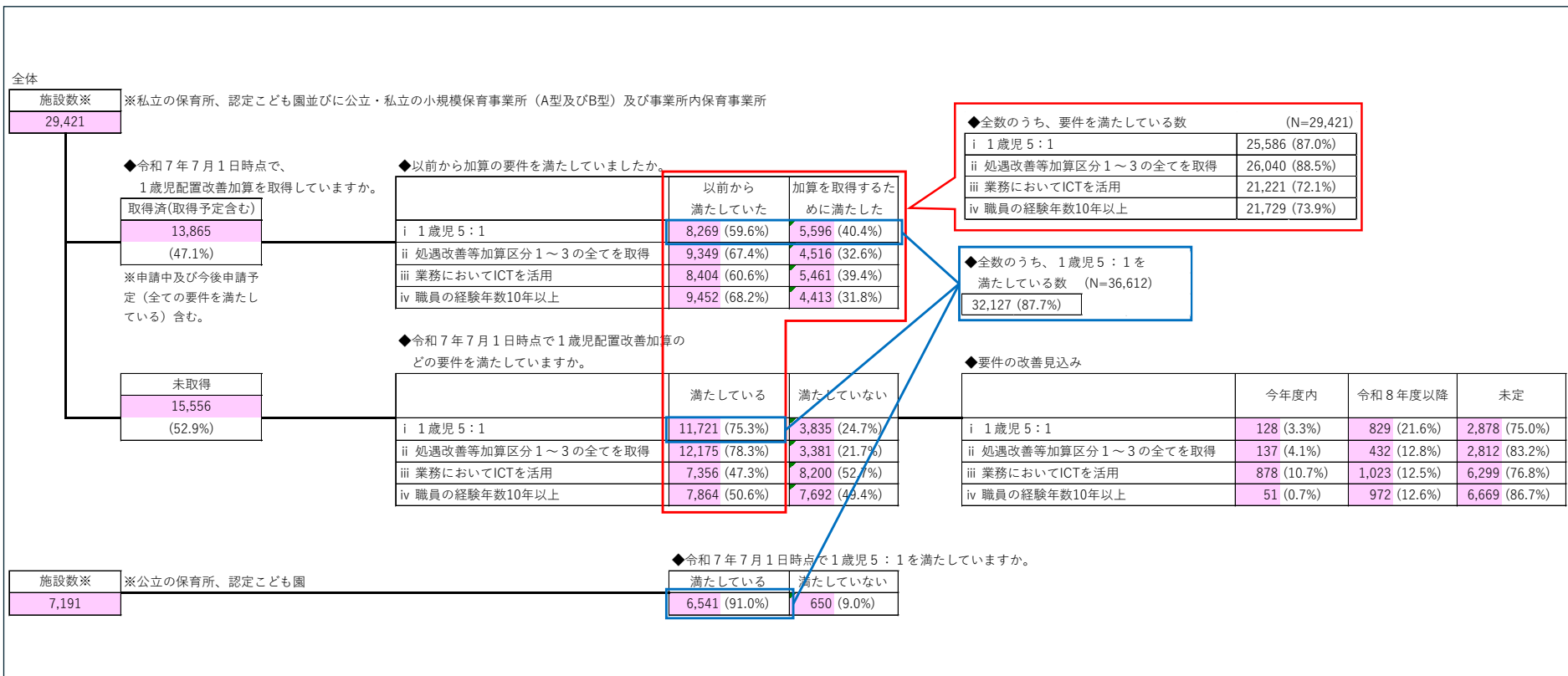
【参考：令和6年7月1日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】 (N=2,137)

	今年度内	8年度以降	未定
公立	0 (0.0%)	205 (54.2%)	173 (45.8%)
私立	45 (2.6%)	352 (20.0%)	1,362 (77.4%)
全体	45 (2.1%)	557 (26.1%)	1,535 (71.8%)

- 1歳児の職員配置については、3歳児や4・5歳児の配置改善より多くの保育人材が必要となるため、まずは基準の見直しではなく、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等の観点から、一定の要件（※）を満たす事業所への「加算措置」により対応を進めたところ。  
※以下3つの要件いずれも満たす施設が対象  
①処遇改善等加算区分1～3を全て取得していること、②業務においてICTの活用を進めていること、③施設の職員の平均経験年数が10年以上であること
- 調査は全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所（A型及びB型）・事業所内保育事業所を対象として全国の市区町村を通じて実施。配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万6千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。
- 1歳児を受け入れる施設・事業所のうち、職員配置を改善しているのは87.7%。
- 1歳児配置改善加算の令和7年7月1日時点の加算取得率（取得予定含む）は47.1%と対象施設・事業所の約半分。加算が未取得の施設・事業所のうち、最も満たしていない要件は業務におけるICT活用（未取得のうち、52.7%が要件を満たしていない）。



**【目的】**

昨年度に引き続き、3歳児、4・5歳児の配置改善状況の把握及び今年度から創設した1歳児配置改善加算の取得状況等の実態を把握するもの。

**【調査対象】**

- ・ 3歳児、4・5歳児に関する項目：公立・私立の全ての特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
- ・ 1歳児に関する項目：公立・私立の全ての保育所、認定こども園、小規模保育事業所（A型及びB型）、事業所内保育事業所

**【調査実施時期】**

令和7年9月中旬～11月下旬

**【調査方法】**

市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）において管内施設の状況を取りまとめの上、都道府県に提出。都道府県において管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）を取りまとめの上、こども家庭庁に回答する。（全数調査）

**【調査事項】**

## 〈基本情報〉

- ・ 7月1日時点の施設・事業所全体の利用児童数  
うち3歳児、4・5歳児、1歳児の人数

## 〈3歳児、4・5歳児〉

- ・ 7月1日時点の3歳児配置改善（15：1）状況、4・5歳児の配置改善（25：1）状況
- ・ 今後の改善の実施見込み

## 〈1歳児〉

- ・ 7月1日時点の1歳児配置改善加算の取得状況、当該加算の要件の充足状況（※1）
- ・ 今後の改善見込み（※1）
- ・ 7月1日時点の1歳児の配置改善（5：1）状況（※2）
  - ※1 私立の保育所、認定こども園並びに公立・私立の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所
  - ※2 公立の保育所及び認定こども園

**【回収状況】**（括弧書きは令和6年7月1日の有効回答数）

## 〈3歳児〉

- ・ 有効回答数：34,514か所(28,781か所)

## 〈4・5歳児〉

- ・ 有効回答数：35,047か所(29,001か所)

## 〈1歳児〉

- ・ 有効回答数：36,612か所